

町の掲示板

4月の納税

町税、国民健康保険税の納付はお済みでしょうか？
まだお済みでない方は、
早めの納付をお願いします。

町の人口

人口

2万5994人 (+13)

男性：1万2675人 (-3) 女性：1万3319人 (+16)

世帯数

9756戸 (+14)

平成22年3月1日現在 () = 前月比

健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線153番)

MR予防接種を受けましょう

●対象者

- 2期 5～7歳未満の人で小学校に就学する前の1年間(いわゆる幼稚園の年長さん)
- 3期 中学1年生に相当する年齢の人
- 4期 高校3年生に相当する年齢の人
- 接種期間 平成22年4月1日～同23年3月31日
※なるべく4月から6月の間に受けましょう。

保健事業予定表を配布します

平成22年度の乳幼児健診、予防接種、住民検診などを一覧表にした「須恵町保健事業予定表」を、先月下旬に各家庭に配布しました。

この予定表は、年間の保健事業の予定表となりますので、大切に保管していただてご活用ください。

まだ届いていない場合は、健康福祉課までご連絡ください。

まちづくり課 ☎ 932-1151 (内線344番)

都市計画案に関する縦覧を行います

福岡県が決定しようとする、都市計画の案に関する縦覧を、次のとおり行います。

●都市計画の種類

須恵都市計画道路の変更(福岡県決定)

●案の縦覧

- 4月5日(月)～19日(月)(土・日を除く)の間、次の場所にて案を縦覧します。
- 福岡県建築都市部都市計画課(8:30～17:45)
- 須恵町まちづくり課(8:30～17:15)

●意見書の提出

- 当該都市計画に係る、地域の住民および利害関係者は当該都市計画の案について意見書を提出することができます。
- 意見書は4月19日(月)(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出してください。意見書の書式は任意ですが、書式例は前記した縦覧場所にあります。
- 提出された意見書の要旨は、当該都市計画案が福岡県都市計画審議会に付議される際に、併せて提出されます。

- その他 当該都市計画の案が付議される、福岡県都市計画審議会の審議は公開されます。開催日時などについては、県ホームページまたは直接問い合わせにより確認してください。

●問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課
☎ 943-3711
URL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp>

総務課 ☎ 932-1151 (内線317番)

春の交通安全県民運動が実施されます

4月6日(火)～15日(木)

●運動の重点

- 飲酒運転の撲滅
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線150番)

食生活改善推進教室を募集します

食生活改善推進教室は、栄養・衛生・運動そして調理実習を取り入れた教室です。教室を修了された人には、須恵町が食生活改善推進員に委嘱して、ボランティアで地域のみなさんの健康づくりに協力していただいています。現在は、180人の推進員の方が活動されています。

また、この教室は託児室も設けますので、お子さん連れで気軽に受講できます。

なお、託児数に限りがありますので申し込み多数の場合は、ご相談させていただきます。

- 開催日 7月8日(木)開講式
7月～毎月第3木曜日(9月のみ30日)

- 時間 10:00～14:00
- 場所 役場保健センター 2階
- 対象者 町内在住者30人
- 受講料 無料
- 申込み締切り 5月31日(月)

健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線123番)

須恵町はり・きゅう施術料の補助改定のお知らせ

在宅高齢者の人を対象にした、はり・きゅう施術(指定事業者)に係る費用の補助が本年4月1日から、次のとおり改定されました。

- 対象年齢 65歳以上
- 補助金額 1施術につき1500円
- 補助回数 1か月4回まで

須恵町高齢者等住宅改造費助成事業のお知らせ

高齢者などの自立を助長し在宅福祉の推進に資することを目的に、高齢者などに配慮した住宅に改造される場合、この費用の一部を助成します。

- 対象者 非課税世帯に属し、介護保険要介護認定において、要支援および要介護の認定をお持ちで、介護保険の居宅介護住宅改造費の支給額を上回る人。
- 利用限度 30万円を限度とし、当該住宅につき1回の助成
- 問合せ先 健康福祉課

健康福祉課 ☎ 932-1151 (内線151番)

北筑昇華苑(古賀葬祭場)の休業日変更のお知らせ

北筑昇華苑では、現在、休業日を1月1日と友引の年間62日としています。しかし、利用者の増加と混雑解消のため、4月1日から友引の日は営業することとなりました。

これに伴い、同苑の休業日は1月1日と火葬炉等点検日(半年に1回)の年3日間に変更となります。

※火葬炉点検日は、実施日の2か月前までにお知らせします。また、同苑組合管内の葬祭業者にも周知していますのでお尋ねください。

●問合せ先

北筑昇華苑
☎ 942-1136